

□内閣府男女共同参画局

1. 「女性活躍推進法」について

(答)

女性活躍推進法は、職員の任用形態等に関わらず、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会を実現することを目的としています。

公務部門における男女の給与の差異の開示については、女性版骨太の方針2022（令和4年6月3日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に記載のとおり、国・地方公共団体についても、民間と同様に、女性活躍推進法に基づく開示を行うこととしており、民間企業等（常時雇用する労働者301人以上の事業主）において、全ての労働者、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者の3つの区分による公表が必須とされたこと等も踏まえ、現在検討を進めているところです。